

高 第 1 4 5 号

令和 2 年 4 月 1 7 日

各市町村 高齢者福祉施設担当課長 様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長

(公印省略)

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの
有償による優先供給について (照会)

今般、国において、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため (以下「感染拡大防止策」という。)、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、千葉県を含む全都道府県に対し、令和 2 年 5 月 6 日までを期限として、緊急事態宣言が発出されたところです。

国においては、感染拡大防止策に向けた取組の一つとして消毒用エタノールによる消毒や清掃が有効とされていますが、現在、市場では各種消毒液等が品薄状態となっているため、高齢者福祉施設等に配付できるよう、手指消毒用エタノールの優先供給スキーム (詳細は別紙 1 参照) を構築し、同スキームに基づき要請を受け付けることとしました。

つきましては、貴市町村が所管する事業者・施設 (別紙 2 の 10) 分の要請数量等を別紙 3 に取りまとめの上、令和 2 年 4 月 2 1 日 (期限厳守) までにメールにて報告願います。なお、要請しない場合の報告は不要です。

千葉県 健康福祉部

高齢者福祉課 法人支援班 担当：光安

TEL : 0 4 3 - 2 2 3 - 2 3 5 0

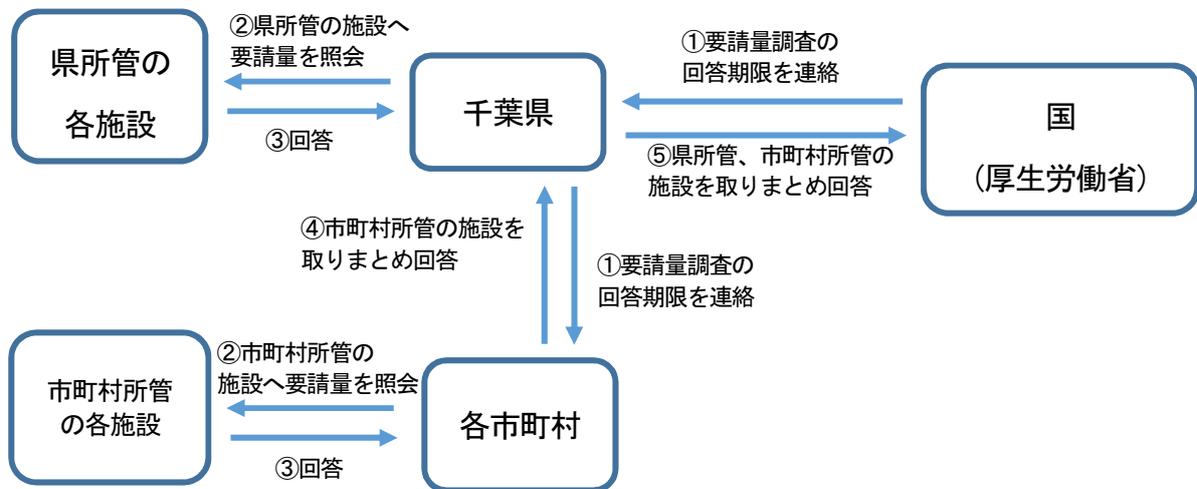
FAX : 0 4 3 - 2 2 7 - 0 0 5 0

MAIL : kourei5@mz.pref.chiba.lg.jp

【優先供給スキームの流れ】

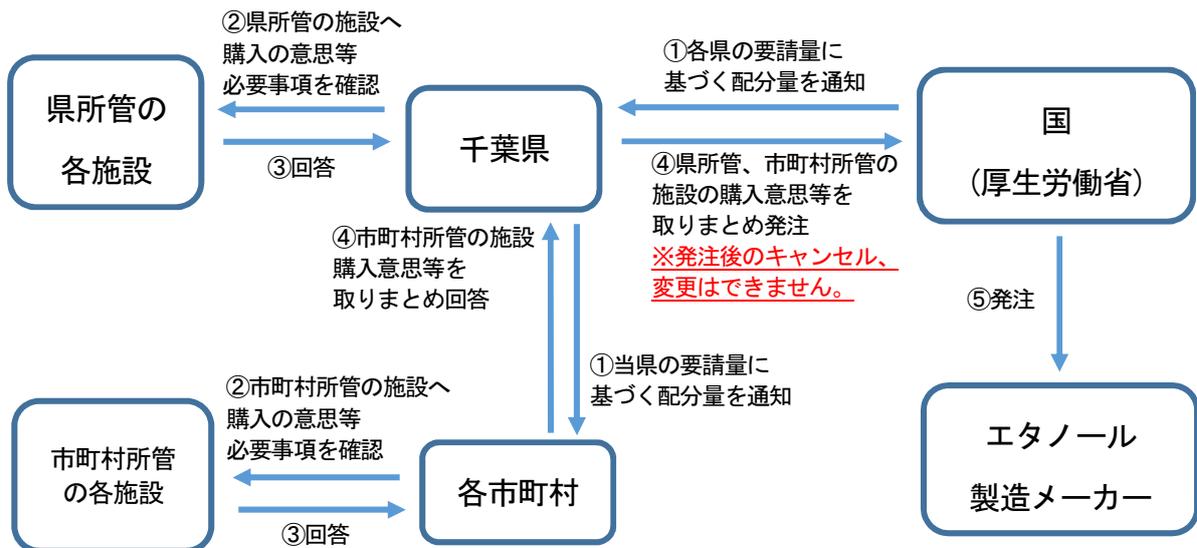
(1) 要請量の調査まで

※今回の照会（報告期限：令和2年4月21日）

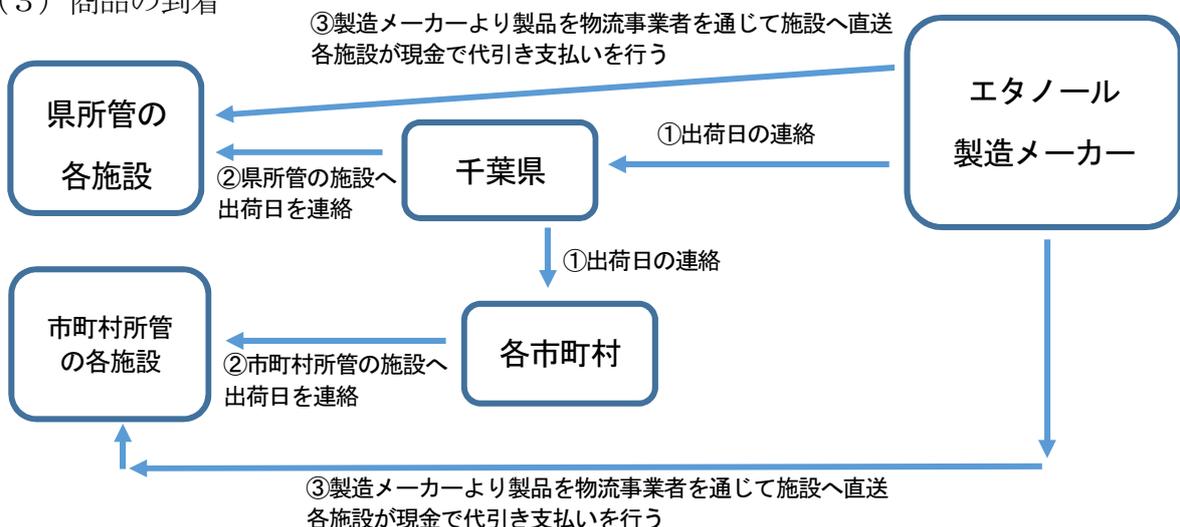


(2) 配分量決定後から発注まで

※具体的な商品はこの段階でわかります。



(3) 商品の到着



優先スキームに関する留意事項

- 1 優先供給については、各県の要請数量に対し、国が配分量を決定しますので、要請をすれば必ず購入できるものではありません。
- 2 国からは、今後も継続して照会があると把握しておりますので、一度の要請で配分されなかった事業者・施設については、次の報告で再度要請を行います。
- 3 製品及び価格、納品日のほか、配分量や配分量が決定する日などは、不明です。
- 4 購入に際しての製品の料金及び、その送料については、すべて事業者負担となり、支払い方法は、製品受取時の現金払いのみとなります。
- 5 本スキームでは、物流等で通常とは異なる作業が発生するために、販売価格は店舗での購入価格より割高となる可能性があります。
- 6 配分されることが決まった事業者・施設については、送付先の住所や購入の意思などを確認し、発注作業を行うため、事業者・施設を所管する市町村を通して再度照会を行います。
- 7 発注作業後の「キャンセル」、「変更」は、出来ません。
- 8 手指消毒用エタノールがなくても、石けんやハンドソープなどで手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。また、机やドアノブなど物の表面の消毒については、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒も有効です。
- 9 千葉県から照会する事業者・施設
特別養護老人ホーム (地域密着型を含む)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

10 各市町村から照会する事業者・施設

居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護